

デジタル経済への課税 —実施上・執行上の論点—

栗原 克文*

要 約

デジタル経済への課税の仕組みを構築していく際には、市場国に帰属する利益をどのように算定し配分していくかという実施上の課題と、適正な申告・納税の確保、過大なコンプライアンスコストの回避、二重課税の防止と排除等の執行上の課題がある。新ルールでは、以下のような実施上・執行上の論点を十分に勘案すべきである。第1に帰属利益の算定及びその配分方法について、課税の対象となる要件の明確性である。第2に、適正な申告・納税の確保と過重なコンプライアンスコストの回避のために、効果的な市場国への登録制度や税務当局間の情報交換等の仕組みの構築である。第3に、二重課税の防止・排除のために、利益配分に関する各国の共通理解、効果的な多国間の協議体制の構築が必要である。今後ますます拡大していくデジタル経済に対する課税のあり方は、将来に向けての国際課税の方向を大きく左右するものであり、十分な論議が求められる。

キーワード：デジタル経済, BEPS, コンプライアンスコスト, 税務執行, 紛争解決メカニズム

I. はじめに

現在、インターネットを通じて国境を越えてビジネスを展開する巨大なIT企業に対する課税のあり方が国際的な議論となっている。巨大IT企業が多くの利益を得ていながら、ユーザーや消費者が所在する市場国に物理的拠点がないことから、それらの国に獲得した利益に見合う十分な税を納めていないのでないかという批判が生じている。そこで新たな国際課税ルール作りに向けた検討が行われており、国際的な合意が得られるかが注目されている。

デジタルビジネスの特徴として、(i) 市場国

に物理的拠点がなくてもビジネスを行うことができること、(ii) ユーザーの参加により価値が創造され、それが利益の獲得に結びつくこと、(iii) デジタルプラットフォーム等の無形資産が多く用いられていることが挙げられる。こうした特徴が課税上の問題を提起するとともに執行の困難性にもつながる。

問題は、恒久的施設(PE)なくして課税なしというこれまでの国際課税ルールの原則が、デジタル経済の下で時代遅れとなり、巨大IT企業が市場国で法人税を払っていないという事

* 筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群教授

態を生じさせていることである。

これまでの課税ルールは、PEが担う機能や引き受けるリスクに応じて、PEが所在する管轄地（市場国）に相応の利益を配分し、その利益に対して課税している。つまり、現行制度は、外国企業であっても日本国内に営業活動を行う支店や工場等のPEがあれば日本に納税しなければならないというルールだが、巨大IT企業が拠点を設けずにインターネットを通じて直接日本の消費者にサービスを提供した場合、その取引から利益が生じていても日本に法人税を納める義務は生じない制度になっている。その結果、二つの問題が生じている。第1は、IT企業が市場国でどれだけ稼いでもその市場国の税収とならないことである。第2は、国内企業と国外のIT企業が競合している場合、国内企業にのみ課税され不公平な競争となっていることである。欧州委員会によると、通常の企業は利益の23.2%を税金として納めているのに対して、IT・デジタル企業は9.5%しか納めていない¹⁾。これは、IT・デジタル企業が獲得した利益を低税率国のグループ法人に移転してグループ全体の税負担を抑えることにより可能となっている。こうした不備をどう是正するかが議論の焦点となっている。

デジタル経済への課税は、巨大IT企業に対する課税の問題から、国際課税制度のあり方というより大きな議論に発展してきている。国境を越えてやり取りされるデータが巨大な富を生むデジタル経済へと移行する中、今後はIT企業だけでなく様々な企業が、大量のデータを使って消費者の開拓につなげたり、新しい技術の開発に役立てたりすることも考えられる。例えば自動車やデジタル家電等の分野でも大量データの活用が見込まれる。このため、何を課税の根拠とし、どの企業にどこまで税を納めて

もらうかが論点であり、今回の国際課税ルール作りはこれまでの制度を抜本的に変更する作業といえる。

フランス、イギリス、スペイン、イタリア、オーストラリア等いくつかの国は、国際的合意を待たず先行して各国独自のデジタル課税を計画又は実施している。背景には課税の不平等に対する国民の不満や、自らの財源不足がある。国際的なルール作りが遅れば他の国も続くことが考えられ、そうなると各国独自の課税が乱立しかねない。各国がそれぞれ独自の課税を行っていくと、二重課税の可能性とともに、企業はそれぞれの国において別個の税を納税することとなりコンプライアンスコストが増加する。国際的に歩調を合わせた新たな課税ルールの土台を築けるかが問われており、OECDを中心として精力的な検討作業が進められている。OECDは包摂的枠組²⁾の下で、2019年1月にポリシーノート³⁾、2月に討議文書⁴⁾（以下「討議文書」）を公表し、ユーザー参加、マーケティング上の無形資産、重要な経済的存在の3つの案（以下「OECD3案」）を提案した。同年5月に公表した「作業計画」では、市場国に配分される利益の算定方法について3つの案が示され、さらに同年10月に公表した事務局提案の討議文書⁵⁾（以下「事務局提案」）では、統合的なアプローチ（以下「統合アプローチ」）が提案されている。

これらの提案はいずれも、市場国に物理的な拠点がなくても市場国でも課税するものである。各案の実施上、何を課税上のネクサスとするか、市場国で創出される価値や市場国に配分される利益の算定について具体的な議論を要する。また、税務当局による情報の入手、適正な申告と納税の確保、調査・徴収等の執行可能性、納税者のコンプライアンスコスト、二重課税の

1) European Commission (2018)

2) BEPSに対処するために、OECD加盟国に加えて、加盟国以外の国・地域も参加して検討する枠組。

3) OECD (2019a)

4) OECD (2019b)

5) OECD (2019d)

防止と排除等も課題である。本稿は、デジタル経済への課税についてのこうした実施上・執行

上の論点を検討する。

II. これまでの OECD での検討内容とその評価

OECD では、1990 年代後半に電子商取引の課税についての検討が行われ、1998 年 10 月のオタワ閣僚級会合において、電子商取引の課税の基本的枠組が公表された。そこでは、電子商取引の課税には、伝統的な課税原則（中立性、効率性、明確性、簡索性、公平性、柔軟性）を適用すべきとの考え方が示された。

近年においてデジタル経済への課税は、2012 年より開始された OECD の BEPS プロジェクトで検討された。2015 年 10 月に公表された BEPS プロジェクト（行動 1）の最終報告書⁶⁾（以下「BEPS 最終報告書」）では、デジタル経済はすでに経済そのものになりつつあり、デジタル経済のみを取り出すことはできないとした上で、デジタル経済への課税の選択肢を示して検討したが、具体的対応策の勧告には至らなかった。

OECD は引き続き検討を行い、2020 年には包括的枠組の下での合意を得て報告書をまとめる予定としており、2019 年 1 月及び 2 月に、それまでの検討状況について記述したポリシーノート⁷⁾及び討議文書を、同年 5 月に作業計画⁸⁾を公表し、さらに同年 10 月に事務局提案を公表した。

以下では、これらの概要と、実施上・執行上の観点を含めた評価について述べる。

II-1. BEPS 最終報告書（行動 1）

BEPS 最終報告書は、多様なデジタル技術が

各種のビジネス取引の中に織り込まれており、デジタル経済を通常の経済から切り離すことはできず、デジタル取引のみを取り出して課税することは困難であるとした上で、①重要な経済的存在（significant economic presence）、②デジタル取引に対する源泉徴収税、③平衡税（equalisation levy）の 3 つの選択肢を示した⁹⁾。

II-1-1. 重要な経済的存在

「重要な経済的存在」は、非居住企業が源泉地国に物理的な拠点を有していなくても、その国に重要で持続的な関連性（一定の売上、ローカル・ドメイン・ネーム、ローカル・デジタル・プラットフォーム、ユーザー数、デジタルプラットフォームを通じて締結された契約数等のネクサス）があると認められる場合には、重要な経済的存在と認定して従来の PE と同様にそれに帰属する所得に対して課税するものである。

重要な経済的存在については、(i) 物理的な拠点が存在しない中、どのような基準により重要な経済的存在と認定するか、(ii) 重要な経済的存在を認定した場合、それに帰属する利益（源泉地国における価値の創造とリンクした利益）をどのように算定するかといった実施上の課題がある。

OECD が 2017 年に実施した意見公募（以下「2017 年意見公募」¹⁰⁾）に寄せられた意見では、重要な経済的存在の閾値と利益配分に関する問

6) OECD (2015)

7) OECD (2019a)

8) OECD (2019c)

9) OECD (2015), Section 7.6.

10) OECD (2017a)

題点が指摘されている。最も多い批判はデータ利用の価値に関するもので、生のデータは価値を有せず、分析され加工されることにより価値が創出されるというものである。また、データ収集やユーザーとの関連は伝統的ビジネスモデルには存在しない新たな活動ではないという意見もあった¹¹⁾。

II-1-2. デジタル取引に対する源泉徴収税

デジタル取引に対する源泉徴収税は、非居住企業がインターネット等を利用してオンラインで提供するモノや役務について、源泉地国の消費者から国外の提供者への対価の支払いに対して源泉徴収を行うものである。

2017年意見公募に寄せられた意見では、デジタル取引に対する源泉徴収税への賛成はほとんどない。例えば、どの取引がルールの適用対象になるかを明確に示すことが重要であるが、その実施は非常に困難との意見がある。また、競争上のアンバランスを避けるために幅広い対象とすることが望ましいとする意見がある一方で、行き過ぎを避けるべきとする意見もある。多くの意見は、BtoCの取引に対する源泉徴収税の実務的な非現実性を指摘している。OECDは、損失を計上しているビジネスに対して税を還付する仕組みも考えられるとしているが、利息に対する源泉徴収税の煩雑な還付プロセスを示して還付制度は十分ではないと強調する意見もあった。

II-1-3. 平衡税

平衡税は、国内事業者は課税されているにもかかわらず国外事業者は課税されないという課税上の不公平を是正するための税である。また、デジタル取引と非デジタル取引との公平性確保の側面もある。

平衡税については、実施上の観点から以下の問題点が挙げられる。第1に平衡税を課す対象範囲の設定である。例えば平衡税を国内のユーザー数に基づいて課税する場合、ユーザー数を正確に測定することは困難であること、ユーザー数が非居住企業による市場国における収益と直接関連しているとは限らないこと、ユーザーごとに非居住企業にもたらす収益は異なり、平衡税の税率を適切に設定することは困難なことである¹²⁾。第2に二重課税のリスクである。市場国での平衡税と居住地国での法人税等の課税との二重課税の可能性がある¹³⁾。2017年意見公募に寄せられた意見も、第2の点について、平衡税が租税条約の対象外となり二重課税のリスクを悪化させる問題があると指摘する。BEPS最終報告書も二重課税を潜在的な問題として認識しており、平衡税は所得が課税されない又は極めて低い税率で課税される状況のみに限定して課されるべきとしている¹⁴⁾。この選択肢は、企業の中で想定している価値創造のプロセスと完全に断絶したものとなるであろうし、一方で不釣り合いに大きな課税、他方でとるに足らない課税という結果を招きかねず、マーケットの急激な歪みを引き起こしかねないとの懸念があり、創造される価値を各種指標から算出することへの実施可能性が課題となる。

II-2. ポリシーノート及び討議文書

OECDはそれまでの検討状況をまとめ、2019年1月にポリシーノート、同年2月により詳細な内容の討議文書を公表し、デジタル経済への課税について2つの柱を提案した。以下では2つの柱のうち第1の柱について述べる。第1の柱は、利益の帰属とネクサスを現代的観点から発展させる必要があるとし、ネクサスについて、PEの閾値の変更を含めて検討すると

11) Larking (2018) は、2017年意見公募に寄せられた多くの意見を分析し傾向をまとめている。2017年意見公募に関する意見の記載については主としてこれを参照している。

12) OECD (2015), para.305.

13) Id. para.307.

14) Id. para.307.

し¹⁵⁾、①ユーザー参加¹⁶⁾、②マーケティング上の無形資産¹⁷⁾、③重要な経済的存在¹⁸⁾の3つの案(以下「OECD 3案」)を提案した。

①は、ユーザーによる貢献に着目するアプローチであり、デジタル事業のみを課税対象とする。市場国に企業の拠点がなくとも、消費者がオンライン契約やサービス利用をしたことが確認できれば、その利用実績に応じ、クリック数やオンライン契約数を国別に集計し、それを基にして課税するものである。課税対象をデジタル事業に限定することに対する反対もある。例えば、討議文書へのBusiness at OECD¹⁹⁾のコメントは、課税の対象をデジタル事業に限定することに批判的である²⁰⁾。

ユーザー参加により創出される価値は従来の国際課税ルールでは考慮されていなかったため、ユーザー貢献による価値の創造に応じた利益配分の修正が求められる²¹⁾。この提案での課税の仕組みは、グローバルな事業の利益を基礎としてノンルーティンの残余利益を計算し、ノンルーティンの残余利益のうちユーザー参加の利益への寄与を勘案した利益を算出してユーザー所在の管轄地に利益を配分するものだが、その算定は容易ではない。提案によると、多国籍企業グループ全体のノンルーティン利益を算出するのは大きなチャレンジであるが、それを効率的に行うために、ユーザー価値に見合ったフォーミュラを利用することもあり得るとしている²²⁾。

ユーザー参加の価値について、ユーザーの活動は消費の一形態であり、価値を創出する対価

性のある労働ではなく、プロバイダへプラスの外部性を提供しているに過ぎないとの見方がある²³⁾。

ユーザー創出のデータ価値については、Facebook, Google, Instagram, Snapchat, Twitter, WhatsAppのような企業にとって、真の価値創造のファクターは、巨大な投資に基づくマーケットにおける大きな「補完」サービスを行う能力であり、ユーザーによる価値創造ではなく、企業による投資こそが市場国における課税される価値の源泉といえるといった指摘もある²⁴⁾。

②は、マーケティング上の無形資産に着目するアプローチであり、IT企業だけでなく、より幅広い分野のビジネスに課税するもので、市場国に拠点がなくとも、ブランド力や顧客基盤を強める投資やマーケティング活動が行われ、それに応じた売上がその国で生じれば利益の一部に課税するものである。この提案の課税の仕組みは、利益配分とネクサスルールを修正し、市場国にマーケティング上の無形資産と関連するリスクを帰属させ、多国籍企業グループのノンルーティンの残余利益を配分する²⁵⁾。

この提案は、多国籍企業が、現地でのリスク限定販売会社を通じ、又は遠隔取引により、ユーザーや顧客の拡大等のマーケティング上の無形資産を発展させることに対して、そのマーケティング上の無形資産と市場管轄地との機能的つながりを重視するものである。ただし、顧客データ等は利益配分においてさほど重要ではないとの指摘もある²⁶⁾。討議文書は、マーケティング

15) OECD (2019a), p 2.

16) OECD (2019b), para.17-28.

17) Id. para.29-49.

18) Id. para.50-55.

19) Former BIAC (Business and Industry Advisory Committee to the OECD).

20) Business at OECD (2019), p. 9.

21) OECD (2019b), para.18-21.

22) Id. para.27-28.

23) Finley (2018), p. 222.

24) Schön (2018), p. 288.

25) OECD (2019b), para.43.

活動が市場国以外で行われ、市場国の消費者の選好に適合させるものではない場合があることや、BtoBとBtoCとではマーケティングの方法が異なる点につき慎重な検討が必要としている²⁷⁾。また、特定の活動と得られるリターンとの結びつきが不明確なことが問題であり、マーケティング上の無形資産と市場国との間の結びつきが認められるのか疑問があるとしている²⁸⁾。

討議文書へ寄せられた多くの団体からの意見では、二重課税や事務負担増加の懸念が示されている。例えば、経団連（2019a）は計算過程の複雑性を指摘し、提案による計算過程は「全世界残余利益分割法とも呼ぶべきものであり、従来の独立企業原則とは著しく乖離している。また、どの国の基準で全体利益を算定するのか、企業グループの内、残余利益分割の対象となる事業とそうでない事業をどう切り分けるのか、誰がその正確性を担保するのかの問題も大きい。」²⁹⁾としている。また、Business at OECD（2019a）は、市場国で無形資産からどの程度の価値が創出されているかが不明、対象となる無形資産の範囲が不明であり、例えばノンルーティン利益を「マーケティング上の無形資産」と「取引上の無形資産（trade intangible）」とに明確に区分することが必要とコメントしているように³⁰⁾、マーケティング上の無形資産の定義を含め課税要件の明確化が必要となる。

討議文書に対して、マーケティング上の無形資産のアプローチの方が現行の移転価格ルールにより適格的であるとしつつ、マーケティング上の無形資産からの利益を各国間で配分する提

案に懸念を有しているとの意見が多い。例えば、配分指標として売上を用いることについて、マーケティングやコンテンツの創造の場所（市場国）における貢献は、その地域での売上との相関はほとんどないとしている³¹⁾。

マーケティング上の無形資産に係るノンルーティンの利益は、多国籍企業グループがマーケティング上の無形資産の法的権利を有しているか、グループ内のどの企業がDEMPE機能³²⁾を果たして管理しているか、現行の移転価格ルールのマーケティング上の無形資産に関するリスク引き受けの程度に関わらず、また、現行ルールでのマーケティング上の無形資産及び関連するリスクに応じて配分される利益に関わらず、市場管轄地に配分される³³⁾。そこで、マーケティング上の無形資産の提案は、無形資産による利益の配分についてDEMPE機能に基づく現行ルールと乖離することから懸念が生じている³⁴⁾。また、Avi-Yonar & Clausing（2019）は、マーケティングを他の無形資産から分離することはできないし、分離しようとする二重課税のリスクが生じるため、マーケティング上の無形資産の提案では移転価格の混乱を解決することはできないとしている³⁵⁾。

③はBEPS最終報告書で示された重要な経済的存在に着目するアプローチであり、市場国において収入に結びつく要素がある場合に、重要な経済的存在という形のネクススを認定する。重要な経済的存在とされるために考慮すべきファクターとして、(i) ユーザー数と関連するデータ量、(ii) その管轄地から生じるデジタル

26) Id. para.33.

27) Id. para.61.

28) Id. para.61.

29) 経団連（2019a）, 2 (1) 2 (ii).

30) Business at OECD（2019a）, pp. 25-26.

31) Larking（2019）, p. 518.

32) DEMPE機能とは、Development, Enhancement, Maintenance, Protection, Exploitation（開発、改良、維持、保護、活用）の機能をいう。

33) OECD（2019b）, para.44.

34) Larking（2019）, p. 517.

35) Avi-Yonar & Clausing（2019）, pp. 841-842.

コンテンツの量, (iii) 現地通貨での請求, 徴収又は支払い, (iv) 現地言語でのウェブサイトの維持管理, (v) 顧客への最終配送, アフターサービス, 修理, メンテナンスの責任, (vi) オンラインかそれ以外かに関わらず, マーケティング及び販売促進活動を挙げている³⁶⁾。課税ベースは, 特定の管轄地で生じた収入に, 多国籍企業のグローバルな利益率を適用して決定するが, 売上, 資産, 従業員数等の要素も勘案する。ユーザーが価値創造に重要な貢献を行っているビジネスの場合にはそれらも考慮され, 所得配分に際して価値創造のプロセスにおけるユーザーによる重要な貢献を考慮する³⁷⁾。また, この提案では, BEPS 最終報告書が示す源泉徴収税の方法も徴収メカニズムとして考慮するとしている³⁸⁾。源泉徴収税の提案に対しては, 一部の国では源泉徴収について適切な還付がなされていない事例があること, 還付まで数年かかることがあること, 支払先が経済的存在の認定を受けているかの確認が必要となり事務負担の増加が見込まれるとの懸念が指摘されている³⁹⁾。

II-3. 作業計画

討議文書の OECD 3 案はいずれも市場国に物理的な拠点がなくても市場国に課税権を配分するものであり, 2019 年 5 月, OECD は作業計画において, (i) 修正残余利益分割法 (modified residual profit split method), (ii) 定式配分法 (fractional apportionment method), (iii) 仕向地ベースアプローチ (distribution-based approach) の 3 つの利益配分方法の案を示した。

(i) 修正残余利益分割法は, 企業全体の利益をルーティン利益とノンルーティン利益とに分

離し, さらにノンルーティン利益を利益配分の対象となる無形資産 (マーケティング上の無形資産) とそれ以外の無形資産とに分け, 利益配分の対象となるノンルーティン利益を各国に配分するものである。(ii) 定式配分法は, グループ全体の利益を一定の配分基準 (従業員数, 資産, 売上, ユーザー数等) により各国へ配分するものである。(iii) 仕向地ベースアプローチは, 市場国でのマーケティング, 販売, ユーザーに関連する活動によるベースライン利益を基礎として, それにみなし営業利益率を適用してみなし利益を算出し, それを各国に配分するものである。(i), (ii), (iii) とともに物理的拠点のないネクサスを認めることが共通点である一方, (i) と (ii) は利益配分の算定方式に独立企業原則を維持しているが, (iii) はみなし利益という独立企業原則から乖離した算定方式を用いている。

II-4. 事務局提案

OECD 事務局は 2019 年 10 月, 事務局提案を公表し新たなルール of 枠組みを示して, パブリックコメントを募った。この提案は, 討議文書で示された 3 つの案 (ユーザー貢献, マーケティング上の無形資産, 重要な経済的存在) の検討を踏まえた統合アプローチとなっている。新ルールの対象はデジタル事業に限定しない消費者向けの事業 (consumer-facing business) であり, 市場国における物理的拠点の有無にかかわらず, 市場国における売上を主体とした閾値によって新たなネクサスを認定する⁴⁰⁾。

利益配分の方法は, 3 層のメカニズムによる⁴¹⁾。第 1 (Amount A) は, 多国籍企業グルー

36) OECD (2019b), para.51.

37) Id. para.53.

38) Id. para.55.

39) 経団連 (2019a), 2 (1) 3.

40) 2020 年 1 月の包摂的枠組委員会において, 事務局提案の統合アプローチを今後の検討の土台としていくことが合意された。適用対象については, 消費者向けの事業に加えてオンラインサーチエンジン, オンラインゲーム, クラウドサービス, オンライン広告等の「自動化されたデジタルサービス」(automated digital services) が追加されている。

41) OECD (2019d), para.30.

ブのみなし残余利益の一定割合について、市場国に新たな課税権を与える。総利益の一定割合を通常利益を除いたノンルーティンの利益とみなし、そののみなしノンルーティン利益の一部に対する課税権を市場国に与えるものである。各国への利益配分は、事前に合意された売上等の割合に基づいた一定のフォーミュラにより行う。第2（Amount B）は、市場国での事業活動、特に販売機能に対しては既存のルールにより課税するが、販売活動に関連した税務上の紛争が多いことから、基本的な活動を反映した固定的利益を配分することを考慮するものである。第3（Amount C）は、市場国で、上記の基本的な活動を超える経済活動が行われる場合には、市場国は、既存の移転価格ルールに従って追加的機能に基づき追加的な利益に対する課税を行うものである。

事務局提案は、討議文書で示された OECD 3 案のいずれかを選択するのではなく、それぞれの利点を抽出した統合アプローチといえる。ユーザー参加の提案からの考慮点は、ユーザーの貢献が市場国での売上高に反映されると考え

ることである。マーケティング上の無形資産の提案からの観点は、通常利益を超える部分がマーケティング上の無形資産から生じると考えることにより、その超過利益の一定割合に対する課税権を市場国に与える点に反映されている。マーケティング上の無形資産を特定し、既存のルールに基づき精緻な残余利益の配分計算をすることは実施上の困難性が大きい。残余利益分割法における一つの要素として一定のフォーミュラを用いることは、実施上の観点から現実的な対応といえよう。重要な経済的存在の提案では、新たなネクサスが認定されるためのファクターとして、市場国におけるユーザー数、デジタルコンテンツ量等が提案され、課税ベースは市場国で生じた収入に多国籍企業のグローバルな利益率を適用して決定するとされていたが、事務局提案では、発展途上国の執行体制等を考慮した簡便な利益配分方法が取り入れられている。事務局提案は、それまでの提案の利点を統合しつつ、一定のフォーミュラを使った利益配分等、実務上・執行上の観点も考慮したものと見えよう。

Ⅲ. 実施上・執行上の課題

新ルールの提案はいずれもネクサス概念を修正するものであるが、デジタル取引の特徴を踏まえた利益の算定方法や配分方法の検討を要するとともに、納税者のコンプライアンスコスト、執行上の実効性、二重課税の防止と排除、発展途上国を含めた執行可能性等の執行上の観点を踏まえる必要がある。本章ではこうした実施上・執行上の論点に焦点を当てていく。

Ⅲ-1. 実施上の課題—帰属利益の算定

新ルールの実施のためにまず重要なのは、新ルールの下でのネクサスに帰属する利益の算定である。生産活動の要素として、一般に土地、

労働、資本等があるが、デジタル経済の下では、資本の一要素としてデータが重要な役割を果たしている。データが重要な機能を果たすことは疑問のないところであるが、一連のビジネスの中でデータがどの程度の価値につながり利益を創出しているかは明確ではないし、それはビジネスモデルによっても様ではない。

BEPS プロジェクトでは、経済活動が行われ価値が創造された場所で課税されるという共通認識が醸成されたが、グローバル取引の中でどこで誰によってどの程度の価値が創造されるかについては、認識が一致していない。BEPS プロジェクト最終報告書（行動8-10）「移転価格

税制と価値創造の一致」では価値創造の概念についての定義は示されておらず⁴²⁾、グローバルなサプライチェーンの中での「価値創造」について共通の理解には至っていない。

市場国に帰属する利益の算定について、デジタル的な存在にネクサスを認定した上で帰属する利益を算定することに困難性が指摘されているところ、現行の移転価格ルールを利用することがまず考えられる。PEの帰属所得の算定においては移転価格ルールを利用することとされており、デジタル取引のネクサスに帰属する利益の算定においても、現行のPEの帰属利益計算と同様に移転価格ルールによる算定手法を用いることが可能か、高度にデジタル化したビジネスモデルへの課税について現行の移転価格ルールによる帰属利益の算定が可能かは異なる意見があり、市場国に物理的拠点なきビジネスに対する課税について、現行移転価格ルールの適用可能性の観点から利益配分ルールについてまず検討する。

Ⅲ－１－１．現行移転価格ルールの適用

高度にデジタル化されたプラットフォーム型ビジネスに対しても、現行の移転価格ルールを適用して帰属利益を算定することは可能との意見がある。

Petruzzi & Briak (2018) は、現行の移転価格ルールの適用によって、デジタル化されている企業が価値を創造する管轄地に利益を帰属させることにより問題を解決できるとする。そして、企業の機能や主要なバリュードライバーは、業種、運営方法、市場占有率や他の経済的ファクターにより区々であるとし、経営学者の M・E・Porter のバリューチェーン分析を基礎として価値創造の過程を分析している⁴³⁾。Porter のバリューチェーン分析は、どの工程で価値を産み出しているかを分析するフレームワークとして、価値を創出する活動を製品やサービスが顧

客に到達するまでの企業の主活動と支援活動（主活動を支える活動）とに分け、企業の主活動を販売物流、製造、出荷物流、販売・マーケティング及びサービスに、支援活動を全般管理、労務管理、技術開発及び調達活動に分類し、それぞれのプロセスに価値を加えていくものである。企業製品、サービス及び運営プロセスのデジタル化は、各単位ユニットによって行われる機能の価値に帰属するとしている。そして、高度にデジタル化したビジネスモデルとそのバリュードライバーは、従来型のビジネス形態とは異なるものであり、このビジネスモデルでは、データを収益を生み出す主要な要素として活用しており、高度にデジタル化したビジネスの機能や特徴を移転価格分析を行う上で考慮すべきであるとし、利益を各管轄地に帰属させる方法について以下のように述べている⁴⁴⁾。

- ・デジタル PE という新たな概念はルールの例外ではなく、リスクを配分することは可能で、独立企業間価格により各国へ利益を帰属させることができる。
- ・高度にデジタル化したビジネスにおいて、市場管轄地での消費が追加的価値を創出したかはバリューチェーン分析により判断することが有効である。
- ・各国の PE に帰属させる利益は、独立企業間価格によるバリューチェーン分析に基づく価値創造の概念により配分する。
- ・デジタル活動に帰属する価値は、ケースバイケースで検討されるべきであり、バリューチェーン分析による検討は、(i) 何が企業の主要な活動か、(ii) それぞれの主要な活動に対して企業がどのような機能を果たすか、(iii) どのような価値を企業が創出するか、(iv) 企業が各種の価値を創出するためにどのような特別の機能を果たすか、の4つのステップを含む。
- ・データの価値評価には複数のアプローチがあ

42) Olbert & Spengel (2017), p. 10.

43) Petruzzi & Briak (2018), p. 91.

44) Id. pp. 99-100.

り、移転価格分析をどのように各ケースに適用するかはさらなる分析が必要である。

Petruzzi & Buriak は、行われた機能、使用された資産、各エンティティが引き受けたリスク、重要な人的機能をそれぞれの PE に当てはめて分析することが有効としており⁴⁵⁾、OECD 承認アプローチ (Authorised OECD Approach: 以下「AOA」) に基づく現行の移転価格の配分ルールを適用することを支持している。

また、移転価格の独立企業基準はフレキシブルで、これによるデジタル経済への対応は可能であり、利益を帰属させる方法として、グローバルトレーディングの移転価格手法を参照した利益配分方法も考えられるとしていた上で、消費者によるデータ創出による価値は大きくはなく、PE に帰属する利益は僅少となるとの意見もある⁴⁶⁾。

一方、デジタル PE への帰属利益の算定に、AOA に基づいて利益分割法を用いることは一つの方策であるとしても、現行の移転価格ガイドラインの考え方を大きく変更しなければならないとの見方がある⁴⁷⁾。現行ガイドラインからすると、仮にデジタル PE の概念を導入しても、デジタル PE の活動は、サービスプロバイダや低リスクのディストリビューターと同様にルーティンの活動に分類され、低付加価値の貢献しかしておらず、コストプラスの限られた利益配分にしかならないというものである。

多くの無形資産が用いられるデジタル取引について、比較可能な独立企業間価格を見出すのは困難であるとしても、機能分析により市場国に帰属する利益の算定していくことは必ずしも不可能ではないかもしれない。しかしながら、デジタル経済におけるプラットフォームの機能やユーザーの貢献等を帰属利益に適切に反映させる方法についてさらなる検討が必要である

し、機能分析が適切に行われないビジネスモデルの検討も必要となろう。ユーザー参加やマーケティング上の無形資産の提案では、「物理的な拠点」ではなく市場国における「活動」にネクサスを認定するものであり、「活動」そのものはリスクや費用を負担する主体ではなく、現行の AOA の考え方をそのまま適用することは困難と考えられる。

Ⅲ-1-2. 現行の移転価格ルールでは対応困難との見方

一方、Rosenthal (2018) は、高度にデジタル化されたプラットフォーム型ビジネスに対して、現行の移転価格ルールを適用するのは以下の理由から不適切であるとする⁴⁸⁾。

- ・プラットフォーム型ビジネスにおいてはネットワーク効果が価値の主要な決定要因であり、ユーザー数とユーザーの関与度合等の要素が個々のプラットフォーム型ビジネスの価値につながる。
- ・価値のある無形資産は、企業内の R&D 投資のみで構築されたものではなく、ユーザーによる貢献を反映している。
- ・プラットフォーム型ビジネスではユーザー参加やユーザー創出のコンテンツは不可欠であるものの、プラットフォームは情報技術への投資とユーザーを引き付けるアルゴリズム等の無形資産によって構築されている。
- ・ネットワークによる価値創造は、現行の移転価格税制の概念でのバリューチェーンではなく、バリューネットワークによるものである。
- ・現行の移転価格ルールでは個々の無形資産を評価する必要があるが、高度に統合されたプラットフォーム型ビジネスでは、無形資産の価値を個々に切り出して評価することは困難である。例えば、割引現在価値を算出する方

45) Id. pp. 107-108.

46) Finley (2018a), p. 421.

47) Long & Treidler (2018), p. 1027.

48) Rosenthal (2018), p. 1279. なお Rosenthal は現行の移転価格ルールでは対応困難であるが、移転価格ルールを再構築すれば対応可能となり得るとする。

法も無形資産を個別に分けることができないため利用不可能である。

このように Rosenthal は、無形資産を含む取引に対する移転価格ルールを適用することは、無形資産を切り出して個々に評価することができないため、バリューネットワークによる価値創造が行われる高度にデジタル化したプラットフォーム型ビジネスに対して移転価格ルールを適用することは困難としている。前述の Petruzzi & Buriak が示したバリューチェーン分析の活用とは対照的に、バリューネットワークによる価値創造からくる利益算定の困難性を指摘していることが相違点である。

デジタルビジネスにおける市場国に帰属する利益は、機能分析により配分することが可能としても、その機能分析はデジタル時代に即したものに変更する必要があるとの指摘がある⁴⁹⁾。重要な人的機能に焦点を当てる場合には、データやユーザーを含めた重要な活動をも考慮するものである。また、DEMPE 機能は人的機能に直接リンクしていなくても重要なものであり、デジタルビジネスにおいては、人的な作業が僅少な無形資産であっても、統合的な機能が価値創造に貢献しているため、ビジネスモデルに合わせて改良すべきとの指摘である。

デジタルビジネスにおける価値創造の態様は多様である。例えば Google や Facebook 等のデジタル企業は、ユーザーのデータを広告に利用するビジネスモデルにより広告収入を増加させている。ユーザーは、デジタル企業の検索エンジンを無料で利用し、企業はユーザーから収集したデータにより、各ユーザーの関心にマッチした効果の高い広告を提供することにより大きな利益を得ている。利益が創出される場所は、必ずしもユーザーが所在する国に限られるわけではなく、それ以外の国において創出されることもある。こうしたユーザーから得られる情報にどの程度利益を帰属させるべきかが課題と

なる。また、検索エンジンによって収集された情報による利益が、検索エンジンのコストを上回る場合、検索を行うユーザーと検索エンジンを運営する企業との間で直接の取引はないし、比較できる取引もない状況で、どのようにユーザーによるデータの価値を測定して、そこから生じる利益を各国に帰属させるかが課題となる。

データの価値評価はビジネスモデルにより様々であることから、多様なビジネスモデルに応じた算定の枠組みを構築する必要があるが、この点について討議文書は、

- (i) 関連するユーザーや市場管轄地に再配分される利益は、合意された配分方法に基づいて配分されなければならないが、その方法は、各管轄地で創造される価値に見合うものと合理的に考えられるものでなければならない。
- (ii) このアプローチによって、ユーザー／市場管轄地に配分される利益は売上、ユーザー数あるいはその管轄地における支出等が考慮される。(場所や売上の操作による) 課税回避の可能性も考慮しなければならない。としており⁵⁰⁾、具体的な配分手法は今後の課題となっている。討議文書へ寄せられた意見では、新ルールにおける算定が複雑になり過ぎることへの懸念が多く、OECD が 2019 年 5 月に公表した作業計画では、独立企業原則から離脱した簡易な方法もあり得るとし⁵¹⁾、事務局提案の統合アプローチは、実施面も考慮しフォーミュラを用いた簡便な算定方法を提案している。

Ⅲ－１－３．帰属利益の配分

現行の移転価格ルールでは、価値創造と移転価格算定の結果との整合性を確保するために、無形資産に関係する取引の移転価格分析において、果たした機能、利用した資産及び引き受けたりリスクを重視している。デジタル取引には、開発されたアルゴリズム等の無形資産が多く含

49) Pieson (2018), p. 165.

50) OECD (2019b), para.78.

51) OECD (2019c), para.23.

まれており、これらは新たなネクサス概念における帰属利益算定においても考慮されるべきである。帰属利益の配分に当たっては、リスクの所在も勘案すべきである。しかし、高リスクは、投資資金がファイナンスされ戦略的な経営判断が行われた場所よりも、売上げが計上される場所が負うと考えることには疑問が生じる。市場国にはユーザーによるコンテンツの創出等の「活動」があるのみで、リスクを負担する実体（拠点）がなく、投資が不成功の場合の資金的負担は、市場国には物理的拠点のない、あるいはリスク限定販売会社しかない非居住企業が負うことになる。そのため、リスクの所在は通常市場国ではなく、当初の見込み通りにビジネスを展開できなかったとしても、プラットフォームやアルゴリズム等の開発の資金負担や実施を行い、市場国でビジネスを行うかの判断を行った居住地国（非居住企業の所在地国）となろう。その場合、リスクに応じた利益配分は居住地国により多く配分されるべきとなり、物理的拠点のない、又はリスク限定販売会社しか存在しない市場国においては、コスト負担やリスクの負担がなく（又は極めて僅少）、限定された利益しか配分されないことになる。

ユーザー参加やマーケティング上の無形資産の提案については、市場国に物理的拠点のないデジタル取引では市場国に人員も資産もなくコストやリスクの引受もないことを考慮すると、利益を市場国のネクサスに配分するには、企業が遂行した機能、使用した資産、引き受けたりリスクを考慮している現行移転価格ルールと異なる観点、つまり拠点のない市場国にも利益を配分する仕組みと配分指標が必要となる。

討議文書では、ユーザー参加の提案について、ユーザー所在地国に配分される利益額の決定は、伝統的な移転価格算定方式を利用することは困難とし⁵²⁾、マーケティング上の無形資産に

ついて、ノンルーティン利益の配分は、DEMPE機能やマーケティング上の無形資産に係るリスクが現行移転価格ルールでどう配分されるかに関わらないとしている⁵³⁾。利益配分に関しては、ユーザー参加とマーケティング上の無形資産の提案は残余利益分割法を、重要な経済的存在の提案は、売上、資産、従業員等の要素を勘案するとしている。

事務局提案の統合アプローチでは、新たな利益配分ルールは独立企業原則とは別のものとするとし⁵⁴⁾、ノンルーティン（総利益から通常利益を除いたもの）のみなし利益の一部に対する課税権を市場国に与え、配分割合は、売上に基づくフォーミュラ（包括的枠組で合意したもの）によるとしている。統合アプローチは、精緻なDEMPE分析等は実施上の困難性が高いため、一定の配分割合による利益配分という一種の割り切りを取り入れている。なお、AOAの考え方やDEMPE機能等の現行移転価格ルールをそのまま適用することが困難としても、デジタル経済を厳密に区別することが困難なことや利益算定の客観性の確保の観点から、新ルールは現行制度と大きく乖離しないことが望ましいと考える。現行ルールと大きくかけ離れたものとなると、デジタル企業のみを対象とした平衡税に類似したものともなりかねないためである。両者の算定利益は近似していることが望ましく、現行ルールで活用できる部分は活用し、両者の課税上の取扱いの乖離は最小限にしていくべきであろう。

Ⅲ－１－４．修正残余利益分割法による帰属利益の配分

討議文書は、ユーザー参加及びマーケティング上の無形資産の提案において、ノンルーティンの残余利益を算定し、利益分割法により配分としている⁵⁵⁾。利益分割法の適用について、

52) OECD (2019b), para.23.

53) Id. para.44.

54) OECD (2019d), para.15.

55) OECD (2019b), para.24-25.

2017年改訂のOECD移転価格ガイドライン（第2章）は、3つの要件を示している。第1は、関係取引の両当事者からユニークで価値のある貢献があること、第2は、取引が高度に統合された事業活動であること、第3は、関係会社間取引の両当事者が経済的に重要なリスクを負担していることである。

これらをデジタル取引に当てはめてみると、第1の点について、デジタル取引におけるマーケティング上の無形資産については市場国に拠点がない場合、両当事者の貢献とはいえない。ユーザー参加による価値の創出では、市場国における価値のある貢献は多数のユーザーによるものであり、マーケティング上の無形資産の提案では、市場管轄地で形成された商品名等や顧客データ、顧客との関係等のマーケティング上の無形資産は、非居住企業自体による活動からもたらされ、マーケティング上の無形資産の形成の活動自体が「当事者」とはいえないためである。第2の点については、デジタル取引は高度に統合された事業活動であるケースが多いであろうが、事業活動が高度に統合されている場合に価値の創造への貢献がどの当事者によりなされたものかは必ずしも明確ではない。第3の点については、市場国に拠点のないデジタル取引では重要なリスクは通常非居住企業が負っており、両当事者が負っているとはいえないし、利益分割法では両方の当事者の事情を考慮するが、デジタル取引の場合、一の者と他方の市場の機能（DEMPE機能）を分析する際に、前述の通り一定の修正が必要となる。

高度に統合された事業活動の利益算定について、Rosenthalは前述Ⅲ-1-2のとおり、デジタル取引がバリューチェーンを超えてバリューネットワークになっており、単一の無形資産による利益配分が困難であり、移転価格ルールの適用は困難としている。

帰属利益の配分の課題を克服するには、現在の独立企業原則の修正、あるいは定式配分方式のようなより包括的な改革が必要かを含めて、クロスボーダー取引で創造される価値についての検討を要する。作業計画で示された修正残余利益分割法においては、ルーティン利益とノンルーティン利益の区分の困難性が指摘されている⁵⁶⁾。さらに、多国籍企業のノンルーティン利益を算出し、さらにマーケティング上の無形資産によるものとそれ以外の無形資産（例えば取引上の無形資産）によるものとに区分することや、残余利益の各国への配分計算も容易ではない。精緻な残余利益分割法は、デジタル取引やマーケティング活動が発展途上国でも行われることを考えると実施可能性に疑問が生じる。ユーザー参加、マーケティング上の無形資産の提案はいずれも、配分割合の設定が容易でないことに加えて、発展途上国を含め多くの国が適用する共通ルールとすることを考えると簡素な方法を考える必要があろう。また、グローバルな利益を基礎として利益配分を行う場合、一国の帰属利益が修正されると、二重課税となり、全ての関係国に波及することになる。二重課税の防止のために配分基準の明確性とそれに関する各国の共通理解が必要であり、より簡素な方法が求められ、定式配分方式を検討する必要が生じる。事務局提案の統合アプローチは、基本的利益以外、複合した活動により取引がバリューネットワークとなっても市場国での売上等を基本として超過利益を配分する方法となっており、実施上の観点も踏まえた提案といえる。

Ⅲ-1-5. 定式配分による帰属利益の配分

ネクサスルールを修正して物理的拠点のない市場国でのビジネス活動にも拡大する場合、そのネクサスへの帰属利益の配分に利益分割法を

56) 渡辺 (2019) は、「何がルーチン利益を構成し、何がノンルーチン利益を構成するかも重要な要素であるが、その切り分けが明確にできるとは限らない。さらに、ノンルーチン利益の配分には定式的なアプローチまで想定されていることにも注意を要する。たしかに執行可能性の観点からは理解できる。しかし、移転価格アプローチと定式配分は、理論的には別物と考えられる。」と指摘している。(70頁)

用いるとすると、利益の分割指標には、物理的な拠点のないネクサスを含めた各関連者によるユニークで価値ある貢献を反映することが考えられる。その際、そのネクサスにおけるユニークで価値ある貢献としては市場国のユーザーによるコンテンツやデータ提供等の貢献が含まれる。一方で、多国籍企業のノンルーティン利益を算出することは容易ではない。グローバルの総利益の算出は、各国の利益算出ルールに違いがあるし、多数の国に及ぶ当事者のルーティン利益の総計を算定することも容易ではなく、残余利益の各国への配分額の算定も難しい。ユーザー参加、マーケティング上の無形資産の提案はいずれも配分割合の設定が問題となる。討議文書でも複雑な計算過程を課題として挙げており、ユーザー参加やマーケティング上の無形資産の提案において、ノンルーティン利益に対して一定の算式により配分するアプローチの可能性も考えられるとしている⁵⁷⁾。

一定の算式により利益を配分するとしても、定式配分のファクターが明確になっていないと、各国がそれぞれ、自国に有利となる考え方による課税が行われかねず、二重課税、多重課税の発生リスクが生じ得る。定式配分のファクターは、予見可能性、実施上の事務負担、二重課税の防止等の観点から明確なものでなければならない。

新ルールの下でのネクサスへの帰属利益の算定方法として、果たした役割、機能、資産、人的貢献等を分析して帰属利益を算定する現行の移転価格ルールを勘案していく場合、これらに加えてユーザーが創出するコンテンツの価値を含めて機能分析を行い、どの段階で価値が創出されていくのかを整理し、利益配分の指標についてウェイト付けしていくことが現行ルールとの整合性の観点からは望ましいが、それが困難であれば売上等に基づいて算定する簡便法も考えられる。また、特に企業のコンプライアンスコストや発展途上国の執行体制を勘案すると、

対象を取引規模の大きい企業グループに限定したり、企業規模や取引規模によって異なる算定方法を用いることも考えられよう。事務局提案の統合アプローチは、一定の閾値を設けた上で、ノンルーティン利益を各国で生じた売上等により配分する定式配分による算定方法を提案しており、これは企業のコンプライアンスコストの抑制や予見可能性の確保、二重課税による紛争の防止にもつながり、実施上の観点を踏まえた現実的なアプローチといえよう。

Ⅲ－２．執行上の課題—情報の入手、申告・納税、調査・徴収、二重課税の防止と排除等

デジタル取引に対する課税の仕組みには、執行上の課題もある。物理的拠点を持たない企業による適正な申告と納税の確保や、ネクサスを構成する要件や利益配分キーに関する情報申告等による課税の実効性の確保である。また、企業のコンプライアンスコストや二重課税の防止・排除の観点から、ネクサスへの帰属利益の算定と配分方法について、明確なネクサスの要件及び利益配分キーの設定、効果的な多国間の相互協議、仲裁の義務化等も論点である。以下では、こうした執行上の課題について検討する。

Ⅲ－２－１．情報の入手

OECD 3案や統合アプローチは、以下のような市場国との関連性の要素（課税要件）がある場合にPEと同様にネクサスを認定し、それに帰属する利益に課税する。

(i) ユーザー参加における要素

消費者のオンライン契約やサービス利用の実績に応じ、クリック数やオンライン契約数を国別に集計し、それを基にして課税する。

(ii) マーケティング上における無形資産の要素

市場国でブランド力や顧客基盤を強める投資やマーケティング活動が行われ、それに応じた売上がその国で生じれば利益の一部に課税する。市場国における顧客やユーザーを対象とし

57) OECD (2019b), para.27, 47.

た活動からもたらされる顧客データ、顧客との関係、顧客リスト等もマーケティング上の無形資産に含まれる。

(iii) 重要な経済的存在における要素

市場国に重要で持続的な関連性（一定の売上、ローカル・ドメイン・ネーム、ローカル・デジタル・プラットフォーム、ユーザー数、デジタルプラットフォームを通じて締結された契約数等）があると認められる場合、それに帰属する所得に対して課税する。

(iv) 統合アプローチ

消費者向け事業により収入を得ているビジネスに対して、ノンルーティンのみなし利益の一部について売上を主要な指標として各市場国に配分して課税する。

市場国に物理的拠点をもたない（または限定されたリスクしか有しない）ビジネスに対する課税を適正に執行するためには、ネクサス認定の要素に関する情報を税務当局が入手できなければならない。デジタル取引において非居住企業がプラットフォームを管理している場合、プラットフォームへのアクセス数、ユーザー数等のデジタル的なネクサスを構成する要件となる閾値の情報を、また、売上を指標とする場合には、企業グループ合計の売上と市場国での売上の情報を税務当局が入手可能であり、検証可能であることを要する。なお、統合アプローチ（Amount A）では、多国籍企業グループのみなし残余利益を配分するが、その利益を、グループ全体の利益とするか、ビジネスライン毎の利益とするかは未定となっている⁵⁸⁾。ビジネスライン毎の利益とする場合には、事業の区別が明確化した上で収益と費用が算定されなければならない。共通費用の配分の問題が生じよう。

ネクサスの要件や利益の配分キーは客観的で各国税務当局が検証可能であることを要し、市場国への登録制度や税務当局間の情報交換等の仕組みが必要となる。例えば、グローバルな利

益を基礎としてそれを各要素に基づいて各国が課税する場合、各国それぞれが自国の要素及び全世界の要素を把握する必要があり、情報交換の活用により各国が共有すべき情報が生じる。修正残余利益分割法では、グローバルに展開するデジタルビジネス企業グループに関する企業グループ全体の利益の情報、残余利益分割に係る情報、セグメント別の利益情報も必要となろう。

討議文書は、必要な情報を国別報告事項（CbCR）に追加し各国で情報交換するメカニズムを活用する可能性を示している⁵⁹⁾。これに対して「ハイレベルなリスク評価というCbCRの本来の趣旨・目的と整合していない、事業ラインの情報となると、もはや国ごとのデータとは言えない。」⁶⁰⁾との産業界からの意見もあるが、新ルールでのネクサスの要件や利益配分に関する情報交換の枠組みは必要となる。なお、多国間のAPA（事前確認制度）の活用によることで代替するというアイデアもあり得る。国別報告書の記載事項は、多国籍企業グループの国毎の収入や利益等だが、新ルールの下でネクサスが認定される要件の情報と利益配分の指標となる情報を共有する仕組みについて、企業の負担も考慮した枠組みとすることが課題である。

Ⅲ－２－２．申告・納税、調査・徴収

ネクサスルールを修正して市場国においても課税する場合、物理的拠点を持たない非居住企業の市場国における適正な申告と納税の確保のためには、前述の情報の税務当局による入手とともに、情報の正確性が検証できなければならない。それらの情報は、物理的拠点なしにインターネット等を通じてビジネスを行う非居住企業が保有していることも多く、税務当局による検証には困難を伴う。税務当局が取引を把握し、申告義務の要件を満たすかを確認し、正確な申告をしているかの検証（調査）をどのように実施し確実に徴税するかといった課題である。

58) OECD (2019d), para.51.

59) OECD (2019b), para.85.

60) 経団連 (2019a), 3 (3).

事務局提案では、多国籍企業グループの本社の所在地国における公正妥当な会計基準（GAAP）又はIFRS（International Financial Reporting Standards）による連結財務諸表の多国籍企業グループの利益に基づき Amount A の利益の額を算定するとしており、これによれば各国毎の会計制度の相違を考慮することなく算定でき、執行上容易であり、コンプライアンスコストも少なくなるというメリットがある。

確実な徴税のためにクロスボーダー取引における VAT の登録制度と同様の仕組みを活用していくことも考えられる。OECD の VAT/GST ガイドライン⁶¹⁾ は BtoC 取引について簡素化された登録方式を提案しており、事業者（供給者）にとって負担の少ないものとするを求めている。非居住企業が市場国に登録して納税する仕組みである。OECD 最終報告書は執行に関する課題を示しており、収入閾値の正確な適用は、国が非居住企業の遠隔販売を特定し測定する能力に左右されるであろうとし、その対処のための一つのアプローチとして義務的登録制度を導入することを挙げている⁶²⁾。ただし、VAT の登録制度においても適切な申告は事業者の自発的コンプライアンスによる面も大きく、登録制度を導入したとしても調査、徴収、情報入手等の執行上の課題は残るであろう。なお、事務局提案の統合アプローチのような合意による定式配分の方法が確立されるならば、コンプライアンスコスト低減の観点からは、EU が VAT の消費者向け電子的サービス提供の申告手続きで導入しているワンストップショップ（申告は1か国で行い税額を各加盟国間で調整して配分するもの）の仕組みを発展させ、企業グループの最終親会社の所在地国で市場国に帰属する利益に係る納税を含めて行い、所在地国から各国に定式に基づき配分するような仕組みも考えられよう。

新ルールの対象となる非居住企業に対して、

各国が税務調査をバラバラに行うと、納税者の負担の増加させることや二重課税の可能性が生じる。調査により一国の帰属利益や税額が修正されると、他国の帰属利益の額にも波及する可能性がある。この問題への対処方法として、多国間の APA（事前確認制度）や後述する国際コンプライアンス保証プログラム（International Compliance Assurance Programme：以下「ICAP」）の活用、各国税務当局による合同調査が考えられる。

新ルールの下でのネクサスに対する実効的な調査や徴収が実施できないと新ルールの下でのネクサスに係る申告・納税は非居住企業の自発的コンプライアンスに頼ることになってしまう。こうした執行可能性もネクサスを構成する基準を設定していく際の課題である。

Ⅲ－２－３．コンプライアンスコスト、二重課税の防止・排除

討議文書に対する意見では、事務負担の増加と二重課税の可能性への懸念が多く寄せられている。特に中小企業や対象取引が僅少な企業への過大なコンプライアンスコストや執行面を考慮すると、課税の対象となる閾値を高めに設定し、一定規模以上の企業に課税対象を限定することも考慮すべきであり、課税の公平性と、コンプライアンスコストや執行への負荷とのバランスを考慮しつつ閾値の基準を設定していくべきであろう。

事務局提案では実施上・執行上の観点が多く含まれているものの、明確でない点が残っている。例えば、消費者向けビジネスの定義、ネクサスへの帰属利益の算定と配分方法の要件、対象となる収益の範囲、対象となる利益を企業グループ全体とするか事業セグメント毎とするか、仮に事業セグメント毎の利益とする場合の各事業の損益の計算方法（共通経費の配賦）等である。消費者向けビジネスの定義について、

61) OECD (2017b)

62) OECD (2015), para.278.

事務局提案への経団連コメントでは、「消費者向けビジネスを対象を限定することが前提であれば、明確かつ具体的な線引きが極めて重要」としている⁶³⁾。また、Business at OECD も、ある国で製造された半導体が、他の国で非関連者により新たな消費者向け機器（例えばスマートフォンやパソコン）に内蔵されるようなケース、各地のインフラストラクチャーと規制に大きく依拠しているエネルギーセクターでは消費者への販売もあり得るケースなどを挙げて、適用対象の明確性を求めている⁶⁴⁾。

討議文書では、提案された選択肢の実施上の懸念を払拭し二重課税を防止するには、さらなる検討が必要であり、選択肢には、強力な紛争予防・解決メカニズムと簡素性を勘案することが求められ、それには複数国による事前確認プログラムや共同調査プログラム、紛争解決や二重課税リスクの最小化のための調整された手続き等が求められるとしている⁶⁵⁾。それらの具体化が課題であり、討議文書では、例えば、OECD が実施している ICAP⁶⁶⁾ によるリスク評価、多国間での事前確認 (APA)、複数の税務当局による合同の税務調査等を挙げている⁶⁷⁾。ICAP の活用に関する問題として、多数の納税者を対象とする場合に機能しない、人的資源が限られた小国には機能しないといった点が指摘されている⁶⁸⁾。事務局提案は、国別報告書を用いた売上規模要件を設けることを検討項目に掲げているが⁶⁹⁾、高い閾値が設定され新規則の適用対象の数が限定される場合には、

ICAP を活用できる可能性が高まるであろう。

その他にも、仲裁の義務付け、APA を含む多国間での相互協議の効率化が論点となる。事務局提案でも、多国間での二重課税調整メカニズムの検討が必要とされている⁷⁰⁾。仲裁の義務化に賛成しない国もあるため、紛争の防止のためには、事後の対応よりも事前の対応が望ましく、事前に多国間での事前確認による合意をすることが有用と考えられ、その効率的な枠組みが求められよう⁷¹⁾。

新ルールを実施していくには、租税条約の修正が必要となる。討議文書では、PE の定義 (OECD モデル条約 5 条)、関連企業間・本店店間の利益配分 (同 7 条及び 9 条) の修正と、新たな配分ルールの設定が示されている⁷²⁾。租税条約の改訂には、BEPS 防止措置実施条約 (MLI) の活用も考えられる。事務局提案では、条約改正の必要性と、レベルプレーイングフィールド確保のために、全ての国が同時に実施する必要性を示している⁷³⁾。作業計画では、MLI の修正や新たな多国間条約の締結を示しているが⁷⁴⁾、MLI に参加していない国もあることから、MLI とは別途の多国間条約が必要と思われる。

Ⅲ－２－４．源泉徴収税

現在、PE を有しない外国法人等との取引について、多くの局面で源泉徴収制度が導入されている。これは税務当局が接触することが難しいためであり、デジタル経済への課税において

63) 経団連 (2019b)

64) Business at OECD (2019b), para.16, 17, 23.

65) OECD (2019b), para.84.

66) ICAP とは、OECD がパイロットプログラムとして実施しているもので、関係国の税務当局が多国籍企業のリスク評価を行い、税務上の取扱いを保障するものである。

67) OECD (2019b), para.85.

68) Herzfeld (2019), p. 186.

69) OECD (2019d), para.20.

70) Id. para.36-37.

71) 例えば多国間での事前確認のための専門機関の設置も考えられよう。

72) OECD (2019b), para.82.

73) OECD (2019d), para.40.

74) OECD (2019c), para.49, Box3.3.

も、源泉徴収税が上手く機能すれば、徴収の確実性やコンプライアンスコストの減少につながる。討議文書もコンプライアンスの向上のためには、執行上の簡素化と徴収メカニズムとして、二重課税を引き起こさないようにしつつ、源泉徴収制度の活用が検討されるべきとしている⁷⁵⁾。事務局提案は、源泉徴収税の検討する意義はあるものの、実施するのであれば各国がその仕組みについて合意しておくことが必要としている⁷⁶⁾。源泉徴収税については、(i) デジタル経済を一般の経済から切り離すことが困難な中で、どのような取引を源泉徴収の対象とするか、(ii) 顧客、特に事業者以外の消費者に源泉徴収義務を課すことの困難性、(iii) 源泉徴収

は総額に対する課税となり、利幅の低いビジネスにおいては取引自体が成り立たなくなる可能性、(iv) 同一国内で国内供給者と国外供給者との間の競争上のアンバランスが生じる可能性、といった問題点がある。討議文書に寄せられた意見でも、一部の国で源泉徴収について適切な還付がなされていない事例があること、還付まで数年かかることがあること等の懸念がある⁷⁷⁾。また、BtoC取引の場合、多数の個人消費者から少額の源泉徴収税の徴収を行うことは著しいコストと執行上の困難性があり、デジタル取引の多様性やBtoC取引での源泉徴収の困難性を考慮すると現時点では現実的ではないように思われる⁷⁸⁾。

IV. おわりに

本稿は、デジタル経済への課税について実施上・執行上の論点を検討した。第Ⅱ章では、これまでOECDで検討された選択肢について実施上の観点を含めた評価について述べた。第Ⅲ章では、OECD 3案や統合アプローチを中心に、実施上・執行上の課題を考察した。

実施上の重要な課題は、帰属利益の算定と配分であり、ネクサスと認定される要件、及び市場国に帰属する利益の算定と帰属利益の配分方法については、デジタル経済の特徴を踏まえた仕組みとともに、納税者のコンプライアンスコスト、執行上の実効性、二重課税の防止と排除にも考慮が必要であり、新ルールでは、円滑な実施が可能となるよう、以下のような実施上・

執行上の論点を十分に勘案すべきと考える。

第1に、帰属利益の算定及び帰属利益の配分方法について、多国間にまたがるグローバルな利益を配分していくための明確で公平な方法、及び企業のコンプライアンスコストや予見可能性を勘案して独立企業原則にとらわれない定式配分による利益配分ルールの適用も考慮すべきであろう。この点、定式配分の要素を取り入れている事務局提案の統合アプローチは、実施面、企業のコンプライアンスコストや予見可能性も考慮した提案といえる。

第2に、情報の入手、申告・納税、調査・徴収等執行上の課題である。物理的拠点を持たない企業の適正な申告と納税の確保のために、ネ

75) OECD (2019b), para.86.

76) OECD (2019d), para.39.

77) 経団連 (2019a), 2 (1) 3.

78) なお、EUは2021年からマーケットプレイスやオンラインプラットフォームを顧客に対する販売事業者とみなしてVATの徴収と納税義務を課す予定であり、将来的なデジタル取引に係る直接税の徴収方法についても、こうした動きを注視していくべきである。OECDも、オンライン販売のVAT徴収について、デジタルプラットフォームに一定の責任を負担させることを推奨する報告書を公表している (OECD, The Role of Digital Platforms in the Collection of VAT/GST on Online Sales, March 2019)。

クサスを構成する要件や利益配分指標に関する情報を各国税務当局が入手する必要がある。ネクサスの要件や利益の配分指標は客観的で各国税務当局が検証可能であることを要し、市場国への登録制度や税務当局間の情報交換の効率的な仕組みが論点となる。

第3に、二重課税の防止と排除である。ネクサスへの帰属利益の算定と配分方法について、二重課税の防止及びその排除のために、明確なネクサスの要件及び利益配分指標の設定、それらに関する各国の共通理解、効果的な多国間の相互協議、仲裁の義務化等の紛争解決メカニズムの充実が求められる。

2019年6月に福岡で行われたG20財務相・中央銀行総裁会議及び大阪で行われたG20首脳会合では、デジタル経済への課税について、従来の課税制度を修正して、デジタルサービス

等の利用者がいる市場国にも課税権を配分するという基本方針が承認されたが、対象となる企業の範囲や具体的な利益配分ルールの検討は進行中である。統合アプローチの提案は、実務上・執行上の観点を多く含んだものとなっており、それを土台として各国の合意に向かっていくことを期待したい。本提案は、PEなければ課税なしという原則の例外として、物理的拠点がなくてもネクサスを認定することや、独立企業原則の例外として定式配分による利益配分方式を設けるものであり、国際租税制度が新たなフェーズに入っていくことを意味する。今後ますます拡大していくデジタル経済に対する課税のあり方は、将来に向けての国際課税制度の方向を大きく左右するものであり、十分な論議とともに、各国独自のデジタル課税が広がらないよう早期のコンセンサスが期待される。

参 考 文 献

- 日本経済団体連合会（経団連）（2019a）「経済の電子化に係る課税上の対応 公開諮問文書に対する意見（2019-03-06）」、2019年3月。
 〈<https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/017.html>〉
- 日本経済団体連合会（経団連）（2019b）「経済の電子化に伴う課税上の課題に対する第1の柱における統合的アプローチに関する公開諮問文書に対する意見（2019-11-12）」、2019年11月。
 〈<https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/097.html>〉
- 渡辺徹也（2019）「経済の電子化と税制—2019年OECD公開討議文書を中心に—」『グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方』21世紀政策研究所、2019年5月、第5章、59-73頁。
- Avi-Yonar, Reuvin S. & Clausing, Kimberly A. (2019), “Toward a 21st-Century International Tax Regime”, *Tax Notes International*, August 26, 2019, pp. 839-849.
- Business at OECD (2019a), “Business at OECD Feedback on Addressing the Tax Challenges of the Digitalization of the Economy Public Consultation Document”, 6 March 2019.
 〈<http://biac.org/wp-content/uploads/2019/03/Business-at-OECD-Comments-Digital-public-consultation2.pdf>〉
- Business at OECD (2019b), “Business at OECD Comments on Pillar 1”, November 12, 2019.
 〈<http://biac.org/wp-content/uploads/2019/11/B@O-Comments-Pillar-1-Unified-Approach-12-November-2019-submission1.pdf>〉
- Cockfield, Arthur J. (2018), “Tax Wars : The Battle over Taxing Global Digital Commerce”, *Tax Notes International*, December 10, 2018, pp. 1063-1092.
- European Commission (2018), “Questions and Answers on a Fair and Efficient Tax System in the EU for the Digital Single Market”, 21 March 2018.

- Finley, Ryan (2018a), “Arm'-Length Standard is Flexible Enough for Digital Economy”, *Tax Notes International*, July 23, 2018, p 421.
- Finley, Ryan (2018b), “‘User Involvement’ Doesn’t Create Value, Paper Argues”, *Tax Notes International*, October 8, 2018, p 222.
- Herzfeld, Mindy (2019), “ICAP as a Tool for Addressing The Digital Economy”, *Tax Notes International*, July 15, 2019, pp. 183-187.
- HM Treasury (2018), “Corporate tax and the digital economy: position paper update”, March 2018.
- Larking, Barry (2018), “A Review of Comments on the Tax Challenges of the Digital Economy”, *Tax Notes International*, April 1, 2018, pp. 17-23.
- Larking, Barry (2019), “OECD Weighing Extensive Input on Digital Economy Tax Proposals”, *Tax Notes International*, May 6, 2019, pp. 509-525.
- Long, Elaine & Treidler, Oliver (2018), “How the EU’s Digital Taxation Proposals Threaten the Broader International Framework”, *Tax Notes International*, September 3, 2018, pp. 1027-1031.
- OECD (2015), “Action 1 Final Report 2015 — Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy”, 2015.
- OECD (2017a), “Public Comments Received on the Tax Challenges of Digitalisation (2017-93193)”, 2017.
- OECD (2017b), “International VAT/GST Guidelines”, 2017.
- OECD (2019a), “Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy – Policy Note”, 23 January 2019.
- OECD (2019b), “Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy, Public Consultation Document”, 13 February 2019.
- OECD (2019c), “Programme of Work to Develop a Consensus Solution to the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy, OECD/G 20 Inclusive Framework on BEPS”, 31 May 2019.
- OECD (2019d), “Secretariat Proposal for a ‘Unified Approach’ under Pillar One,” 9 October 2019.
- Olbert, Marcel & Spengel, Christoph (2017), “International Taxation in the Digital Economy: Challenge Accepted?”, *World Tax Journal*, February 2017, pp. 3-46.
- Petruzzi, Raffaele and Briak, Svitlana (2018), “Addressing the Tax Challenges of the Digitalization of the Economy — A Possible Answer in the Proper Application of the Transfer Pricing Rules?”, *Tax Notes International*, April 1, 2018, pp. 91-116.
- Pieron, Astrid (2018), “Paulette Vander Schueren, Maxime Durant and Dylan Geraets, Digital Taxation in Europe: State of Play”, *Tax Notes International*, October 8, 2018, pp. 165-176.
- Rosenthal, Elizabeth (2018), “Taxing Platform Businesses with Highly Digitized Business Models”, *Tax Notes International*, June 11, 2018, pp. 1279-1294.
- Schön, Wolfgang (2018), “Ten Questions about Why and How to Tax the Digitalized Economy”, *Bulletin for International Taxation*, April/May 2018, pp. 278-292.